

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 利用契約書

様以下（「利用者」といいます。）と清滝の郷（以下「事業者」といいます。）

とは、事業者が、利用者に対して行う、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護（以下「短期入所生活介護等」といいます。）について、次のとおり契約を締結します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法及び関係法令の趣旨を順守し、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう短期入所生活介護等のサービスを提供し、利用者は、事業者に対してそのサービスについての料金を支払うものとします。

第2条（契約の期間）

この契約の期間は、令和 年 月 日より令和 年 月 日までとします。

その後要支援・要介護認定の有効期間満了日までとします。

- 2 契約期間中の利用期間は、サービス利用票に定められたとおりとします。
- 3 利用者は、事業者に対し利用期間の変更を申し入れることができます。また、利用者は、契約期間中であれば短期入所生活介護等の追加利用を申し込むことができます。これに対し、事業者は、居室が確保できない等正当な理由がない限りこれを断ることはできません。
- 4 利用者は、原則として利用開始日の午前9時00分以降に入所し、利用終了日の午後5時30分までに退所するものとします。
- 5 契約期間満了日の7日前までに、利用者から事業者に対して文書による契約終了の申し出がない場合は、次の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までを新たな契約期間として、この契約は自動更新されるものとします。

第3条（短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画）

利用期間が4日以上の場合、事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に沿った、短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画（以下「短期入所生活介護計画等」といいます。）を作成します。

- 2 事業者は、この短期入所生活介護計画等の内容を、利用者及びその家族に説明するものとします。

第4条（短期入所生活介護等の提供場所・内容）

短期入所生活介護等の提供場所は、清滝の郷です。所在地及び設備の概要等は、「重要事項説明書」のとおりです。

- 2 利用者が、利用できるサービスの種類は、「重要事項説明書」のとおりです。事業者は「契約書」及び「重要事項説明書」に記載された内容について、利用者及びその家族に説明します。
- 3 事業者は、利用者の希望、状態等に応じて、前項に定める各種サービスを適切に提供します。
- 4 事業者は、短期入所生活介護計画等が作成されている場合には、当該計画に沿ってサービスを提供します。

- 5 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に沿うようにします。

第5条 (サービス提供の記録)

事業者は、短期入所生活介護等の提供に関する記録を作成し、この契約終了後 2 年間保管します。

- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する前項の記録を閲覧することができます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項の記録の複写物の交付を受けることができます。

第6条 (料金)

利用者は、サービスの対価として「重要事項説明書」に定める料金を、事業者へ支払います。

- 2 事業者は、当月の料金の合計額に明細書を付した請求書を、原則として翌月 10 日以降利用者へ発行するものとします。
- 3 利用者は、請求された当月の料金の合計額を、原則として翌月末日までに、現金または銀行振り込みの方法により支払います。
- 4 事業者は、入金を確認後、領収書を発行し随時送付いたします。

第7条 (利用開始前のサービスの中止)

利用者は、事業者に対して、利用開始予定日の前日午後 5 時までに通知することにより、料金を負担することなく、サービス利用を中止することができます。

第8条 (利用期間中の中止)

利用者は、事業者に対して前日までに申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は実際の退所日までの日数を基準に計算します。

- 2 事業者は、利用者の体調が良好でなく施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスの提供を中止することができます。この場合の取り扱いについては「重要事項説明書」のとおりです。
- 3 第1項及び第2項に定める他、利用期間中に利用者が入院した場合、サービス提供は終了となります。この場合の料金は、入院日までの日数を基準に計算します。

第9条 (料金の変更)

事業者は、利用者に対して、原則として 30 日前までに文書で通知することにより、利用料及び食費等の単価の変更（増額又は減額）を申し入れることができます。

- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合は、新たな料金に基づく「契約書別紙」を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者が料金の変更を承諾しない場合は、事業者に対し文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第10条 (契約の終了)

利用者は、現にサービスを利用している期間を除いて、7 日の予告期間において事業者に対して文書で通知することにより、この契約を解約することができます。但し、利用者の急変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が 7 日以内の通知でも、この契約を解約することができます。

- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、30日の予告期間において利用者に対して理由を記載した文書で通知するとにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合、利用者は事業者に対して文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
 - (2) 事業者が守秘義務に反した場合。
 - (3) 事業者が利用者又はその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
- 4 次の事由に該当した場合、事業者は、利用者に対して文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。但し、利用者が現にサービスを利用している期間中は、7日の予告期間をおきます。
 - (1) 利用者が、事業者を支払うべき料金を、正当な理由なく1ヶ月以上遅延し、事業者が料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わなかった場合。
 - (2) 利用者が、正当な理由なくサービスの利用中止をしばしば繰り返した場合。
 - (3) 利用者又はその家族が、事業者や事業者の職員又は他の利用者等に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
- 5 次の事由に該当した場合、この契約は自動的に終了します。
 - (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合。
 - (2) 利用者が要介護認定（要支援認定）で非該当（自立）と認定された場合。
 - (3) 利用者が死亡した場合。

第11条（秘密保持等及び個人情報守秘義務）

事業者及び事業者の職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する個人情報等の秘密を、正当な理由なく第三者へ漏洩しません。（以下「守秘義務」といいます。）この守秘義務は、契約終了後も継続するものとします。

- 2 利用者は、事業者及び事業者の職員が居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター及びサービス担当者会議等に、利用者及びその家族の個人情報等必要な情報を提供することに同意します。
- 3 事業者及び事業者の職員は、利用者及びその家族に関する個人情報を、掲示物名札等のサービス提供する上で必要な範囲及び介護報酬請求等の事業者の管理、運営上必要な範囲において使用します。

以上の事に同意を得て別紙同意書に捺印頂きます。

第12条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

- 2 事業者は、利用者及びその家族が、故意又は重大な過失により、事業者、事業者の職員、他の利用者等に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を損害賠償することがあります。

第13条（緊急時の対応）

事業者は、短期入所生活介護等の提供を行っているときに、利用者の健康状態が急

変した場合及びその必要な場合は、あらかじめ届け出られた緊急連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに、医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第14条（連携）

事業者は、短期入所生活介護等の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス並びに福祉サービスを提供する関係者等との密接な連携に努めます。

第15条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者及びその家族からの相談、要望、苦情等に対応する窓口を設置し、短期入所生活介護等に関する利用者の相談、要望、苦情等に対し迅速に対応します。

- 2 窓口は「重要事項説明書」のとおりです。

第16条（本契約に定めのない事項）

利用者及び事業者は、信頼関係を持ってこの契約を履行するものとします。

- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他の諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議の上定めます。

第17条（裁判管轄）

利用者及び事業者は、この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることにあらかじめ合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者双方が署名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者名	清滝の郷
住所	福岡県古賀市薦野 1413 番 6
指定事業者番号	4073601165
代表者職名	施設長
代表者名	印

契約者名	印
住所	
電話番号	

代理人名	印
住所	
電話番号	
続柄	

※成年後見人制度をご利用されている方は、いずれかに○を付けて下さい。
(後見人 保佐人 補助人)